この表において「金融機関等」という。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）、当該休業前勤務先に係る法第４条の２第１項に規定する同法第２条第２号に規定する賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第二(せ)の表の備考４㈡中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に、「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同表の備考４㈧中「規定する事務代行先」の次に「（⑼において「事務代行先」という。）」を加え、同表の備考４に次のように加える。

⑼　「受入機関の営業所等」、「休業前の賃金の支払者」及び「休業前の事務代行先」の「法人番号」又は「個人番号又は法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、施行令第２条の21の２第１項に規定する休業前勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等の長に係る金融機関等の法人番号、当該休業前勤務先に係る法第４条の２第１項に規定する同法第２条第２号に規定する賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第二(せ)の表の備考５㈡中「３⑻まで」を「３⑼まで」に、「とする」を「と、３⑼中「、施行令」とあるのは「、施行令第２条の31において準用する施行令」と、「法第４条の２第１項」とあるのは「法第４条の３第１項」と、「同法第２条第２号」とあるのは「前条第１項」とする」に改め、同表の備考６㈡中「４⑻まで」を「４⑼まで」に、「とする」を「と、４⑼中「施行令」とあるのは「施行令第２条の31において準用する施行令」と、「法第４条の２第１項」とあるのは「法第４条の３第１項」と、「同法第２条第２号」とあるのは「前条第１項」とする」に改める。

別表第二(そ)の表中

ふりがな 氏　名	

を

㊞	ふりがな 氏　名	㊞

個　人			
	受入機関の営業所等	所在地	
		名　称	
	勤務先	所在地	
		名　称	
	賃金の支払者	所在地	
		名　称	
	事務代行先	所在地	
		名　称	

番　号

に、

	受入機関の営業所等	所在地		
		名　称		
	勤務先	所在地		
		名　称		
	賃金の支払者	所在地		
		名　称	個人番号又は法人番号	
	事務代行先	所在地		
		名　称	法　人　番　号	

を

に改め、同表の備考３㈡中「及び「住所」」を「、「住所」及び「個人番号」」に、「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号（以下この表において「個人番号」という。）」に改め、同表の備考３⑸中「賃金の支払者の」を「賃金の支払者（以下この表において「賃金の支払者」という。）の」に改め、同表の備考３⑹中「事務代行先の」を「事務代行先（以下この表において「事務代行先」という。）の」に改め、同表の備考３に次のように加える。

⑺　「受入機関の営業所等」、「賃金の支払者」及び「事務代行先」の「法人番号」又は「個人番号又は法人番号」の欄には、この申告書を受理した金融機関の営業所等の長、勤務先の長及び事務代行先の長が、当該金融機関の営業所等に係る金融機関等（施行令第２条の５第１項に定める者をいう。）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号（以下この表において「法人番号」という。）、当該勤務先に係る賃金の支払者の個人番号若しくは法人番号又は当該事務代行先に係る事務代行団体の法人番号を、それぞれ付記すること。

別表第二(ね)の表の備考４㈡中「３⑹まで」を「３⑺まで」に改める。

別表第二(ね)の表中

ふりがな 氏　名		（生年 年

月日）

を

ふりがな 氏　名	㊞	個人番号	（生年月 年